患者（ご家族）の皆さま

**医師との面談時間のお願い**

国の「働き方改革」の実現に基づき、厚生労働省も「医師の働き方改革に関する検討会」を発足し、医師の負担軽減や労働時間の短縮に向けた議論が行われております。当院も労働者である医師・看護師等の長時間労働による健康への影響を考慮し、時間外・休日労働時間の削減をはじめとした健康管理体制の徹底に取り組んでおります。

つきましては、これらの事由により、医師・看護師等の面談時間を原則、下記の通りとさせていただきます。患者様・ご家族の皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**■面談時間**

**平日（月～金）　８：３０～１７：００**

※但し、緊急の患者さま（ご家族）への病状説明等やむを得ない事情がある場合は、主治医とご相談の上、面談時間を調整させていただきます。また、外来診療や手術の関係で、面談時間が前後する事がありますので、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

総合病院　聖隷三方原病院

病院長　荻野和功